障がい者総合支援法及び児童福祉法及び児童福祉法に基づく運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ウィッシュが設置する障がい者相談支援事業所クローバー（以下「事業所」という。）が実施する障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づく指定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい者又は障がい児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障がい福祉サービス等を提供することを目的とする。

（運営の基本方針）

第２条　　事業は、全ての利用者の人格と個性を尊重し、社会との共生をめざし地域での生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう充分配慮して行うものとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者又は障がい児（保護者）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障がい児（保護者）の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

４　事業の実施にあたっては、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその質の向上を図るものとする。

５　事業の運営に当たっては、市町村、障がい福祉サービス事業者等・医療機関との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

６　指定相談支援は、利用者又は障がい児（保護者）の意向を踏まえ、自立した日常生活、　社会生活を実現するように行うものとする。

７　事業の実施にあたっては、前６項の他、「障害者総合支援法に基づく指定相談支援の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　障がい者相談支援事業所クローバー

（２）所在地　　長野県塩尻市広丘野村２０５０－１０

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名

管理者は、従業員の管理、指定相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うととともに、法令等において規定されている指定相談支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）相談支援専門員　　１名以上

相談支援専門員は地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成に関する業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。
ただし、必要に応じ土日祝対応可とする。

（２）営業時間　午前９時から午後１５時 30 分までとする。
ただし、必要に応じ２４時間対応可とする。

（３）上記の営業時間のほか、電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定相談支援の提供方法及び内容）

第６条　事業所で行う指定相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（１） サービス利用希望の障がい者等から指定相談支援の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施するものとする。

（２） 市町村よりの情報提供及び計画作成依頼。

（３） 地域の利用者からの日常生活全般に関する相談及びアセスメント

（４） 地域の障がい福祉サービス事業者等の情報提供

（５） サービス利用計画案及び計画の作成

（６） サービス担当者会議（サービス利用計画の原案に位置付けた指定障がい福祉サービス等の担当者を招集して行う会議）の開催

（７） サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング・利用者の状況を加味しモニタリング時期の決定）

（８） 前６号の他、「障害者総合支援法に基づく指定相談支援の人員及び運営に関する基準」（平成２６年４月１日厚生労働省令第１７３号）に定める内容
（支給決定障がい者等から受領する費用及びその額）

第７条　事業者は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、支給決定障がい者等から法３２条第２項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

塩尻市全域及びその他

（指定相談支援を提供する主たる対象者）

第９条　事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障がい者

（２）知的障がい者

（３）障がい児

（４）精神障がい者

（虐待の防止に関する措置）

第１０条　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止に関する責任者：勝野眞紀子

② 従業員への研修： 厚生労働省掲載の『障害者虐待の防止と対応の手引き』を用いた定期的な社内研修や、その他虐待防止社外研修の受講

③ 成年後見人制度の利用支援

２　虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応として、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に速やかに通報する。この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めることとする。

（苦情解決）

第１１条　事業所は、提供した指定相談支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受付けるための窓口を設置し、その旨を市町村へ報告し、サービス向上を努めるものとする。

２　事業所は、その提供した指定相談支援に関し、法第４８条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第１２条　事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　　採用後１か月以内
（２）継続研修　　年３～６回
（３）ケアマネジメント会議への定期的な参加
（４）研修後のフィードバック（各相談員）

２　従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存しなければならない。

５　事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から５年間保存しなければならない。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ウィッシュと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和５年 11 月１日から施行する。

「指定相談支援」重要事項説明

本重要事項説明は、当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※　本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定相談支援サービスを提供します。指定相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受ける方が対象となります。

法人名：株式会社ウィッシュ
事業所名：障がい者相談支援事業所クローバー

当事業所は障がい者相談支援事業所（2031500024）
障がい児相談支援事業所（2071500033）
の指定を受けています。

１．事業者

名　称	株式会社ウィッシュ
所在地	長野県塩尻市広丘野村 2050-10
電話番号	0263－50－5161
代表者氏名	代表取締役　勝野眞紀子
設立年月	平成 19 年 11 月 16 日

２．事業所の概要

事業所の種類	指定相談支援事業所・平成 24 年8月1日
事業の目的	障がい者又は障がい児（以下「利用者」という。）に対し、 適切な障がい福祉サービス等を提供することを目的とする。
事業所の名称	障がい者相談支援事業所クローバー
事業所の所在地	長野県塩尻市広丘野村 2050-10
電話番号	TEL：0263-50-5232　　FAX：0263-51-0133
管理者氏名	勝野眞紀子
事業所の運営方針について	全ての利用者様の人格と個性を尊重し、社会との共生をめざし地域での自ら希望する生活を営む事ができるように配慮して支援を行うものとする。

開設年月	平成 24 年8月1日

３．事業実施地域

塩尻市全域及びその他

４．営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前９時～午後３時 30 分
その他	上記の営業時間のほか、電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

※上記以外時間帯は相談内容により対応可能

５．職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員
１．事業所長（管理者）	１名
２．相談支援専門員	１名以上

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種には兼務する者がいます。

尚、相談支援専門員は、常に資質の向上等に努め定期的な研修や勉強会に参加しており支援に必要な専門性を高める為に行動障害支援者養成研修・医療的ケア児等コーディネーター養成研修・精神障害関係従事者養成研修等受講した有資格者を配置しております。

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（第３条～６条参照）

（2） 事業者業務内容

アセスメント・サービス等利用計画・モニタリングの作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画・モニタリングを作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

↓

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

↓

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

① サービス利用計画作成後の便宜の供与

・ 利用者及びその家族等と毎月１回以上自宅等訪問し面接の上、経過を把握します。
・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
・ 指定障がい者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障がい福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

② サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

③ 障がい者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいます。

（3）利用料金

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

②加算項目

加算項目	加算率	内容
福祉・介護職員等処遇改善加算	5.1%	法令で定める基準を満たしている為、全員の方に加算されます。

7．サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員ついてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

（2）サービス提供の説明

1.アセスメント（事前調査・家庭環境調査）

利用者様に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために
解決すべき課題を把握します。

2.サービス等利用計画案（週間計画）

3.サービス等利用計画　（週間計画）

サービス等利用計画とは障がい福祉サービスの支給決定を受ける方が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するために作る計画です。

計画が作成された場合その内容は市町村がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか実際のサービス利用時には、支援者の「共通目標」となります。

計画は、市町村が指定する「特定相談支援事業者」が作成します。相談支援の専門研修を受けたスタッフ（相談支援専門員）が、利用者のサービス等利用計画の作成をお手伝いします。

サービス等利用計画の作成について利用者負担はありません。

作成する相談支援事業所には、市町村等から報酬（処遇改善を含む給付費）が支払われます。

4.モニタリング結果の記録（中間確認・評価）

モニタリングとは現状を確認して把握することを言います。利用者様に対して必要なサービス等が提供されているかどうか、状況の変化に応じたニーズが新たに発生していないか、相談支援専門員が常に把握しておかなければならない情報を入手するためにモニタリングを行います。

利用者様との面談をして作成していきます。状況に応じてモニタリングは（１ヵ月ごと・３ヵ月ごと・６ヵ月ごと等）のいずれかで行います。
利用者様の状況把握をして、変化やニーズがあればそれに応じてサービス利用計画等を変更していきます。

８．利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第９条４項参照）

１．本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から５年間です。

２．秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

９．損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　　東京海上日動火災保険株式会社

保険名　　介護事業者賠償責任保障

10. 苦情等の受付について

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

〇電話番号　　0263-50-5161

〇お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）勝野　眞紀子

〇受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　9：00～15：30

＜苦情解決責任者　　勝野　眞紀子＞

（2）行政機関・その他苦情受付機関

塩尻市役所	所在地　〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町３番３号 担当課　福祉支援課　障がい福祉係 電話番号　0263-52-0280（代表） ＦＡＸ　0263-52-1158
松本市役所 注）松本市は本人の年齢等によって担当課が違いますのでご注意ください。	所在地　〒390-0873　長野県松本市丸の内 3-7 担当課　障がい・生活支援課 電話番号　0263-34-3212 ＦＡＸ　0263-36-9119 担当課　こども福祉課 電話番号　0263-33-4767 ＦＡＸ　0263-36-9119
朝日村役場	所在地　〒390-1188 長野県東筑摩群朝日村大字小野沢 296-5 担当課　住民福祉課 電話番号　0263-99-2001 ＦＡＸ　0263-99-2745
安曇野市役所	所在地　〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 本庁舎 1 階 14 番窓口 担当課　福祉課　障がい福祉担当 電話番号　0263-71-2000（代表） ＦＡＸ　0263-71-5000
諏訪市役所	所在地　〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目 22 番 30 号 担当課　社会福祉課　障がい福祉係 電話番号　0266-52-4141（代表） ＦＡＸ　0266-57-0660
岡谷市役所	所在地　〒394-8510 長野県岡谷市幸町 8-1 担当課　社会福祉課　障がい福祉担当 電話番号　0266-23-4811（代表） ＦＡＸ　0266-24-0689

長野県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地　長野市中御所岡田 98-1 実施機関　長野県社会福祉協議会 受付日　毎週月曜日から金曜日 受付時間　午前９時から午後３時３０分まで 電話番号　0120-28-7109（苦情相談） 026-226-2210（事務局） ＦＡＸ番号　026-227-0137

（3）虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

１．虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者名	代表　勝野眞紀子

２．成年後見人制度の利用を支援します。

３．苦情解決体制を整備しています。

４．従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

11．第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

実施の有無	あり　・　なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示の状況	

上記内容について、利用者に説明を行いました。

個人情報について

個人情報の取り扱いに関する同意書

ご利用者様と事業者の間で締結された指定相談支援契約書に基づき、サービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払に関する問い合わせ、サービスを提供する上で必要があるときご利用者様またはそのご家族等の個人情報を計画相談事業者、障がい福祉サービス事業者、施設等、医療機関、市町村の職員、介護報酬請求診査及び支払機関等にファックス等通信機器を通じての情報共有等も含むことに同意します。

1. 使用する目的
利用者のためのサービス利用計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、行政・障がい者福祉サービス事業者との連絡調整等において必要な場合等。
2. 使用する期間
契約終了後５年を目安とする。
3. 条件
（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
（２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

第三者へ個人情報を提供する場合の利用目的内容

① 利用者様に提供する障がい者福祉サービスを円滑に行う為
② 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
③ 事業者・医療・看護・行政・その他福祉サービス等支援者との連携を取る為
④ 家族等への状況説明
⑤ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
⑥ 賠償責任保険等に係る専門機関、保険会社への届出、相談
⑦ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力等）

個人情報の取り扱いに関して、事業所から説明を受け確認し同意しました。

利　用　者	住　所	
	氏　名	

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代　理　人	住　所	
	氏　名	

「指定相談支援」利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）と障がい者相談支援事業所クローバー（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される指定相談支援サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１条（契約の目的）

本契約は、利用者が日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われる事とし自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく指定相談支援サービスを適切に提供する事を定めます

第２条（契約期間）

１　本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から御利用者様が障がい福祉サ-ビスを利用しなくなった日までとする。

２　契約満了の２日前までに、御利用者様から事業所に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（サービス利用計画の作成）

１ 事業者は、相談支援専門員にサービス利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２ 相談支援専門員は、利用者の居宅等訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

３ 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

４　相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障がい児の保護者（以下、「利用者等」という。）の自由な選択に基づき支援を行いサービス提供事業所の選択においては福祉と介護の便利帳等を利用しながら中立な立場で情報提供を行うとともに適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

５ 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記

載したサービス利用計画の原案を作成します。

６ 相談支援専門員は、前項で作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。なお事業所の自由な選択に

第４条（サービス利用計画作成後の便宜の供与）

事業者は、サービス利用計画作成後において、次の各号に定める指定相談支援サービスを提供するものとします。

一　利用者及びその家族等と毎月１回以上面接し、経過を把握します。

二　サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

三　指定障害がい福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障がい福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。（ただし、現段階では制度上の整備が万全ではないため、この限りではない）

四　福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

第５条（サービス利用計画の変更）

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

第６条（障害者支援施設への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第７条（利用者負担額及び実費負担額）

１ 事業者の提供する指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

２ 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

３ 前項の実費負担額は、１カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月 10 日までに支払います。

第８条（事業者の基本的義務）

１　利用者が日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われる事とし自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定相談支援サービスを適切に行います。

２　事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、指定相談支援サービスを提供します。

第９条（事業者の具体的義務）

１（安全配慮義務）　事業者は、指定相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

２（説明義務）　事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

３（守秘義務）　事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

４（記録保存整備義務）事業者は、指定相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から５年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日　９時～１５時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。尚、それ以外の時間は携帯電話での対応となります。

（０８０－３４８８－８１７６：担当勝野　２４時間対応）

※夜間の場合、電話に出られない場合がございますがご了承ください。

第１０条（虐待簿防止について）

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者名	代表　勝野眞紀子

② 成年後見人制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

第１１条（事故と損害賠償）

１　事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

２　事業者は指定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には速やかに利用者の損害を賠償します。

第１２条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

一　利用者が死亡した場合

二　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

三　事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

四　第１２条から第１４条に基づき本契約が解約又は解除された場合

五　第２条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第１３条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、原則として利用者は契約終了を希望する日の３０日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第１４条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

一　事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合

二　事業者もしくは相談支援専門員が第９条１項から４項に定める義務に違反した場合

三　事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第１５条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

一　利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合及びサービス提供事業所が適切なサービスの提供が今後困難と判断する場合。

三　利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第１６条（苦情解決）

１　利用者は、本契約に基づく指定相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

２　利用者は、本契約に基づく指定相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、国保連合会・運営適正化委員

会に苦情を申し立てることもできます

第 17 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障がい者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。
上記説明を受け、契約を証するために本書２通を作成し、御利用者様が署名押印の上、御利用者様・事業所で１通ずつ保有するものとします。

年　　月　　日

（利用者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（立会人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

（事業者）　所在地　　塩尻市広丘野村 2050-10

事業者名　障がい者相談支援事業所クローバー

代表者名　勝野　眞紀子